

投票日

4月19日(日)

栃木市長及び栃木市議会議員選挙

投票時間

午前7時～午後7時

栃木第26投票所(出流町公民館)は、午後6時まで

西方第5投票所(真上集落センター)は、午後4時まで

投票できる人

年齢 平成20年4月20日までに出生した人

住所 令和8年1月11日栃木市に住民登録し、引き続き3ヶ月以上住民登録している人が対象となります。なお、投票日の前日までに転出した人は、投票できません。ただし、転出(予定)日までは期日前投票ができます。

※令和8年1月12日以降に転入した人は、投票できません。



蔵の街とちぎ♡めいすいくん
くらっぴー

期日前投票

どちらの期日前投票所でも投票ができます。

期日前投票所	受付日時	
きららの杜とちぎ蔵の街楽習館 (市民交流センター)	4月13日(月)) 4月18日(土)	午前8時30分) 午後8時
大平総合支所		
藤岡総合支所		
都賀総合支所		
西方総合支所		
岩舟総合支所		
イオン栃木店 (宝くじ売り場 北側駐車場内)		午前9時～午後7時
大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の公民館	4月13日(月)～4月17日(金) (平日のみ)	午前8時30分～午後5時

※最終日は最も混雑する傾向にあります。できるだけ混雑を避けてご利用ください。

※投票所入場券が届いている場合には、入場券裏面の「期日前投票宣誓兼請求書」にあらかじめご記入のうえ、お越しください。

投票のしかた

最初に
市長選挙の投票用紙(水色)を渡します。
候補者の氏名を1名書いて投票してください。



次に
市議会議員選挙の投票用紙(白色)を渡します。
候補者の氏名を1名書いて投票してください。

開票

場所: マルワ・アリーナとちぎ(栃木市総合運動公園 総合体育館)
栃木市川原田町760番地
時間: 午後8時10分から



問合せ 栃木市選挙管理委員会 ☎21-2531

投票所入場券は

各世帯あてに郵送します。1枚に2名分が記載されたハガキになっていますので、開いてご確認ください。

もし、紛失した場合や届かなかつた場合でも、選挙人名簿に記載されていれば、投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

選挙公報は

市内一斉に新聞（朝刊）折込みで配布します。市役所・各総合支所・各公民館などにも備えていますので、ご利用ください。また、市のホームページからもご覧いただけます。

インターネット等による選挙運動

選挙運動期間における候補者に関する情報の充実のため、インターネット等を利用する方法による選挙運動ができます。詳しくは市のホームページをご覧ください。

候補者のポスターに手をふれないように

市内各所の公営ポスター掲示板に貼られたポスターをいたずらして破つたり、汚したりすると処罰されます。

また、破れたポスターや、こわれた掲示板を見つけたときには、市選挙管理委員会までお知らせください。

投票支援カードについて

投票所で、代理投票などのお手伝い（支援）が必要な人は、「投票支援カード」を投票所の係員に渡すことで、スムーズに投票できます。

市のホームページから「投票支援カード」の用紙をダウンロードし、あらかじめ記入のうえ、投票所へお持ちください。また、投票所にも用紙を備えていますので、その場での記入も可能です。

代理投票・点字投票

障がいや病氣、けがなどで、自分で投票用紙に書くことがむずかしい場合は、投票所の係員が代筆します。投票の秘密は、固く守られますので、安心してお申し出ください。

また、目の不自由な人は、点字投票をすることもできます。

病院などでの不在者投票

県選挙管理委員会が指定した不在者投票ができる施設（病院や老人ホームなど）に入院・入所している人で、投票日に投票に行けない人は、その施設内で不在者投票ができます。

詳しくは各施設または、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票

※請求はお早めに

身体障害者手帳等をお持ちの人のうち、一定の障がいがある人、または、介

護保険被保険者（要介護5）の人は、自宅で投票することができます。

また、前記の対象者で、上肢・視覚の障がい程度が1級の人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た人（選挙権を有する者）を代理人にすることができま

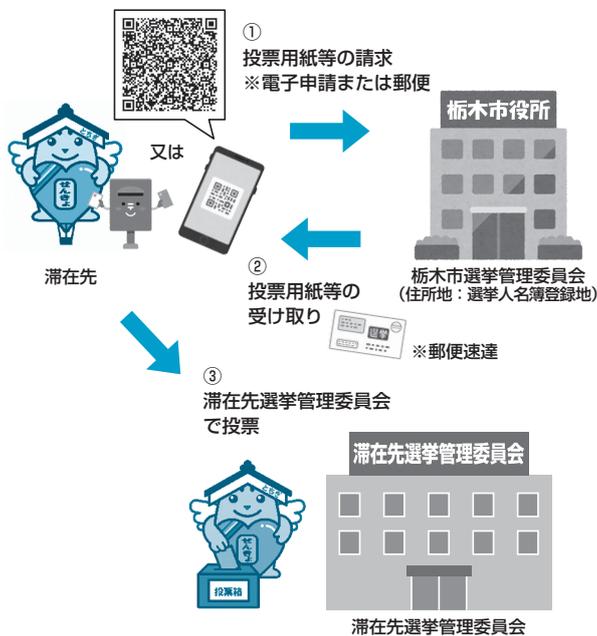
す。代理人は本人に代わり投票に関する記載をすることができます。今回はじめて郵便等投票をする場合には、あらかじめ市選挙管理委員会に郵便等投票証明書の交付申請が必要になります。

手帳の等級などによっては、郵便等投票ができないこともありますので、お早めに市選挙管理委員会にご相談ください。投票用紙等の請求は、投票日の4日前の4月15日（水）までです。

電子申請できます！※請求はお早めに

滞在先における不在者投票

栃木市の選挙人名簿に登録されている人が、選挙期日に栃木市以外に滞在先に滞りされている場合、栃木市に投票用紙等を請求していただき、滞在先の選挙管理委員会に持参し、投票することができます。



通所型介護事業所による移動支援

デイサービスなどを利用している人は、期日前投票所へ送迎する移動支援を利用できる場合があります。ご利用の事業所にご相談ください。

協力事業所



障がいがある人への移動支援

障がいにより、自宅から期日前投票所までの移動（外出）が困難な人は、移動支援サービスを利用できる場合があります。事前の申請と支給決定が必要となりますので、障がい福祉課（21-2205）またはご利用の相談支援事業所にご相談ください。